

令和元年度 健康福祉部運営プログラム

<短期アクションプランの目標指標 (R2) >

- ・オリンピック・パラリンピックにおける本県からのメダリストの輩出：メダリストの輩出（－）
- ・健康寿命の全国順位（男）：10位以内（H28年：7位）
健康寿命の全国順位（女）：10位以内（H28年：23位）
- ・がん検診（5大がん）の受診率の全国順位：全て1位（H28年：胃・肺・大腸・子宮：1位 乳：3位）
- ・高齢者の生活支援・介護予防を担う地域の拠点の創設数（累計）：100箇所（H30年度：53箇所）
- ・「心のバリアフリー推進員」養成数（累計）：2,000人（H30年度：1,479人）

主要事業及び重要業績評価指標（KPI）等一覧

番号	主要事業	主な取り組み内容	KPI (短期AP策定時)	H30計画	R1計画	進捗 状況	短期APにおける 位置づけ (テーマ-施策-主要事業)
				直近値 (H30実績値)			
1	○医療提供体制の整備	○医療従事者の確保・定着等に向けた取り組みの充実 ○地域における医療機能等の強化 ○救急医療体制の強化 ○周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実	○人口10万人当たりの医師数（H28年全国平均値 251.7人） （H26年 230.4人）	全国平均値以上	全国平均値以上	概ね 順調	2-1-(1) 1-1-(2)
				233.3人 (H28年)			
2	○生活習慣病対策の強化	○ライフステージに応じた生活習慣の改善 ○県民挙げた健康づくりの推進 ○大学等、学術機関との連携推進	○「やまがた健康づくりステーション」の設置数 （H28年度 11箇所）	33箇所	43箇所	順調	2-1-(2)
				34箇所 (H30年度)			
3	○総合的ながん対策の推進	○がんの予防・早期発見の推進 ○がん医療の充実 ○がん患者とその家族に対する支援の充実	○乳がん検診受診再勧奨実施市町村数 （H28年度 24市町村）	30市町村	33市町村	順調	2-1-(3)
				30市町村 (H30年度)			
4	○こころの健康づくりの推進	○こころの健康を保つ取り組みの推進 ○こころの健康を回復する取り組みの推進 ○自殺対策の強化	○人口10万人当たりの自殺者数 （H27年 21.7人）	19人以下	18人以下	順調	2-1-(4)
				18.1人 (H30年)			

5	○高齢者が地域でいきいきと生活できる環境の整備	○社会参画や就業等の支援、高齢者の活躍の促進 ○地域支え合いの推進	○医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅等の創設数（「山形県版C R C R C構想」実施エリア数を含む）（累計）【創】	3箇所	6箇所	順調	2-2-(1) 1-4-(1)
				5箇所(H30年度)			
			○介護アシスタント就労支援事業就業マッチング数（累計） (H28年度 17人)	60人	80人	遅れ	
				39人(H30年度)			
6	○介護等が必要となっても安心して過ごせる環境の整備	○地域包括ケアシステムの構築・推進 ○介護職員の育成・確保の強化 ○認知症の方やその家族に対する支援	○介護職員数 (H25年度 17,688人)	19,000人	19,500人 (20,000人)	順調	2-2-(2)
				19,719人(H29年度)			
7	○障がいや障がい者に対する県民理解の拡大	○心のバリアフリーの推進 ○手話に対する理解促進及び聴覚障がい者に対する情報提供・意思疎通支援	○手話通訳者派遣回数 (H27年度 1,294回)	1,400回	1,500回	順調	2-3-(1)
				2,047回(H30年度)			
8	○障がい者の活躍の促進	○能力・才能を発揮できる場の拡大 ○障がいの特性や意欲に応じた就労機会の拡大 ○障がい者スポーツ競技力の向上	○県障がい者スポーツ大会参加者数 (主大会分) (H28年度 2,988人)	3,300人	3,450人	順調	1-4-(2) 1-5-(2)
				3,364人(H30年度)			
9	○障がい児(者)のライフステージに応じた総合的な支援体制の整備	○幼児期における早期発見・早期支援の取組みの充実 ○就業等支援の展開 ○自立支援・地域生活支援の推進	○グループホームの利用者数 (H27年度 1,138人)	1,270人	1,310人	順調	2-3-(2)
				1,379人(H30年度)			
10	○様々な障がい等への対応強化	○発達障がい児(者)への支援の充実 ○重症心身障がい児(者)への支援の充実 ○難病患者・高次脳機能障がい者への支援の充実	○「やまがたサポートファイル」の活用数 (H27年度 770件)	2,000件	2,500件	順調	2-3-(3)
				2,949件(H30年度)			

11	○災害時医療救護・福祉支援体制の充実強化	○広域連携体制の強化 ○医療体制等の確保	○災害派遣精神医療チーム（DPA T）隊員の人数 (H28年度 50人)	78人	92人	概ね 順調	2-4-(2)
				72人 (H30年度)			
12	○虐待等対策の強化	○様々な虐待への対応強化	○障がい者虐待防止・権利擁護研修 参加者数（累計） (H28年度 113人)	440人	610人	概ね 順調	2-5-(2)
				363人 (H30年度)			

※ H30 計画及び R1 計画における括弧書きは、短期アクションプランに掲げた目標を上回る独自目標

(部局運営プログラム個表)

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
1	○医療提供体制の整備	人口10万人当たりの医師数 (H28全国平均値251.7人)	全国平均値以上	全国平均値以上
			233.3人 (H28年)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業(1) 医療提供体制の整備 テーマ1－施策1－主要事業(2) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○医療従事者の確保・定着等に向けた取組みの充実

- ・山形方式・医師、看護師等生涯サポートプログラム(医師：H22.10策定、看護師：H24.3策定)に基づき、山形大学医学部や山形県看護協会など関係機関と一体となった医師・看護師確保対策を展開した結果、修学資金貸与者、ナースセンター求職登録者などの増加が図られた。
- ・医療従事者の離職防止・再就業支援のため、医療機関への院内保育所運営支援や潜在看護師の復職研修等を実施した。
- ・県内における高度人材育成のため、県立保健医療大学大学院に博士後期課程を開設した(H29.4)。

○地域における医療機能等の強化

- ・山形県地域医療構想(H28.9)の実現に向け、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催し、病床機能の分化・連携及び在宅医療の拡充等についての課題や構想実現に向けた取組みの必要性等について関係機関による認識共有を図るとともに、各医療機関の具体的な取組みについて協議した。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用し、現在の病床数が将来必要な病床数よりも多い急性期病床から、将来不足が見込まれる回復期病床への機能転換及び急性期病床数の適正化に併せて実施する回復期機能の充実に向けた取組みに対し支援を行った。
- ・在宅医療の充実に取り組む医療機関等の設備整備に対し支援を行った。
- ・中山間地や離島でも安心して医療を受けられる体制の整備のため、飛島診療所の運営費補助や、町村立診療所などの医師の派遣調整を実施した。
- ・在宅医療提供体制の強化に向け、医師を対象とした研修会を県内3地域において開催した。
- ・二次医療圏ごとに構築されているICTを活用した医療情報ネットワークの圏域を超えた「全県化運用」の開始(H31.3)に向け、運用ルールの関係者間調整を行った。

○救急医療体制の強化

- ・市町村及び消防機関と連携し、一般県民を対象としたAED操作を含む応急手当法講習会を開催し、AED等による適切な応急手当の普及を推進した。
- ・小児救急電話相談(H19.3開始)及び大人の救急電話相談(H23.9開始)により、急病時における適正受診を推進するとともに県民の安全安心の確保を図った。
- ・脳卒中や心疾患など傷病者の病状に応じた迅速かつ適切な救急搬送と受入体制を整備するため、平成23年3月に「山形県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を策定した。
- ・救急救命士が行う救急救命処置の医学的な質を確保するため、救急医療の現状分析や救急隊等への助言・指導を行う「MC医師」を配置するとともに、メディカルコントロール(医学的観点から救急救命士・救急隊員が行う応急処置等の質を保証する仕組み)に精通した医師(MC医師)の養成セミナーを実施し、急性期医療が必要な疾患に対する病院前救護体制の充実を図った。
- ・救命率の向上と傷病者の予後改善への効果が期待される「山形県ドクターヘリ」を平成24年11月に導入し、県全域をほぼ30分でカバーできる高度救急医療

搬送体制を整備した。また、平成25年3月に福島県ドクターヘリとの広域連携（相互応援）協定を締結し、以降、新潟県（H25.10）、秋田県（H26.11）、宮城県（H29.3）とも協定を締結、隣県全てのドクターヘリとの相互応援体制を整備した。

○周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実

- ・リスクの高い妊婦に対する専門的医療や高度な新生児医療を提供する総合周産期母子医療センター（1箇所）及び地域周産期母子医療センター（3箇所）を平成22年4月に指定・認定し、以降、専用病床を拡充（H23：県立中央病院GCU増床、H25：鶴岡市立荘内病院NICU及びGCUの増床）するなど、高度周産期医療体制を整備した。
- ・分娩施設の減少等に対応するため、村山地域をモデル地域とした「産科セミオープンシステム導入モデル事業」（妊婦健診は自宅や職場から通院の便利なかかりつけの診療所で行い、分娩はスタッフや設備が整った病院で行う仕組み）の運用を開始（H31.1～）。周産期医療機関の役割分担による連携体制の強化を図った。
- ・夜間休日に小児救急患者を受け入れるための体制を整える8病院に対する支援を行い、小児重症救急患者に対する医療提供体制の確保を図った。

【評価・課題等】

- 医師・看護師数は着実に増加しているものの、依然として県全体の総数が不足しているとともに、出産・子育てなどにより離職せずに継続して働き続けられる環境の整備を進めていく必要がある。
- 医師については、平成16年からの臨床研修制度の開始に伴い、医師の都市部への集中等が生じ、医師の地域偏在が顕在化している。
- 病床機能の分化・連携を促進するため、地域医療構想調整会議における協議を具体的に進めていく必要がある。
- 県内医療機関を対象とした在宅医療実態調査の結果を踏まえ、今後、さらに在宅医療提供に取り組む医療機関の拡充に向けた施策を展開する必要がある。
- 救急医療については、宮城県ドクターヘリとの広域連携協定を締結し、救急電話相談についても件数が増加した。今後は、二次・三次救急医療機関の負担軽減等の観点から、適正受診の更なる推進等により救急医療体制の充実強化に取り組む必要がある。
- 周産期医療体制の確保・充実に取り組んだ。今後は、限られた医療資源の効率的な運用に向けて取り組むとともに、引き続き出産年齢の高齢化等によるハイリスク分娩やNICU等長期入院児の増加等に対応した高度な周産期医療提供体制の確保・充実に取り組む必要がある。
- 救急搬送患者数が増加傾向にある中、小児重症救急患者を含め、二次・三次救急医療機関が対応しており、受入病院の負担軽減を図る必要がある。

【今後の推進方向等】

- 平成30年7月の医療法改正を受け、医師確保対策の実施体制の強化を図るための地域医療対策協議会を設置する。
- 地域医療を支える医師や看護師の不足解消等を図るため、山形大学医学部や山形県看護協会など関係機関と連携し、医師や看護師が生涯にわたって安心して就業を継続できる環境づくりを進め、県内の医師・看護師の確保・定着に向けた取組みを推進する。
- 地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議における協議をより具体的なものとし、地域医療介護総合確保基金を活用した医療機関による自主的な病床機能の分化・連携や病床規模の適正化等の検討をさらに促進する。
- 在宅医療の実態調査結果を踏まえ、郡市地区医師会による在宅医療の拡充に向けた事業を支援するなど在宅医療提供体制の整備を推進する。
- 救急医療体制の強化に向け、引き続きドクターヘリの効果的な運用や救急電話相談事業の利用促進等を図るとともに、医療機関の適正受診や適切な応急手当法等、県民への普及啓発に取り組む。
- 引き続き周産期医療従事者の人材確保・育成等を行なうとともに、周産期医療機関の機能分担や連携体制を構築するなど周産期医療提供体制の整備を促進する。また、引き続き小児救急搬送患者の受入れ病院への支援等を行い、救急医療体制の充実を図る。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

○医療従事者の確保・定着等に向けた取組みの充実

- ・地域医療対策協議会での議論を踏まえ、今年度中に医師確保計画を策定
- ・定年退職医師の再就職支援窓口を設置し地域医療機関へ斡旋することにより、医師確保を支援
- ・県内病院説明会の開催や修学資金の貸付等、医師・看護師等確保対策の推進
- ・医療機関への院内保育所運営支援等による離職防止、潜在看護師の復職研修の実施等による再就業対策の推進
- ・県立保健医療大学大学院博士後期課程における高度人材の育成

○地域における医療機能等の強化

- ・地域医療構想調整会議における地域医療構想の実現に向けた協議の具体的な推進
- ・現在の病床数が将来必要な病床数よりも多い急性期病床から、将来不足が見込まれる回復期病床への機能転換及び急性期病床数の適正化と併せて実施する回復期機能の充実など地域医療構想の実現に向けた医療機関の自主的な取組みに対する支援の継続
- ・在宅医療等の充実に取り組む医療機関の設備整備に対する支援及び郡市地区医師会が行う在宅医療の拡充に向けた事業への支援
- ・ICTを活用した医療情報ネットワークへの参加促進
- ・へき地医療拠点病院の運営支援等、中山間地や離島でも安心して医療を受けられる体制の整備

○救急医療体制の強化

- ・救命率の向上に向けたAEDによる心肺蘇生法の普及啓発等の推進
- ・救急電話相談の周知、相談時間の延長による適正受診の推進と県民の安全安心の確保
- ・隣接県とのドクターヘリの広域運用の展開

○周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実

- ・村山地域で試行的に運用を開始した「産科セミオープンシステム」の検証と他地域への拡大等の検討
- ・ハイリスク分娩に関する研修を通じた医師・看護師の技能向上等、周産期医療体制の充実
- ・夜間休日に小児救急患者を受け入れる病院への支援等、小児救急医療体制の充実

(部局運営プログラム個表)

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
2	○生活習慣病対策の強化	「やまがた健康づくりステーション」設置数	33箇所	43箇所
			34箇所 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業(2)生活習慣病対策の強化		

施策の評価と今後の推進方向等

【前年度までの主な取組み状況】

- ライフステージに応じた生活習慣の改善
 - ・ロコモ予防インストラクターを360名養成し全市町村に配置することにより、県民のロコモティブシンドロームの認知度を高めた。
 - ・県民健康・栄養調査結果チラシや野菜料理レシピカードの配布などの取組みにおいて適塩弁当等を販売するスーパーマーケット等の事業者と連携し、健康を気遣いたい人が手軽に減塩しやすい食環境の整備を図った。
 - ・子どもが「健康な食事」を学べる「食体験プログラム」を開発し、県内延べ9か所の放課後児童クラブで実施し、子どもの健全な食習慣確立を図った。
 - ・栄養教諭等及び学校給食調理従事者を対象とした研修会において、本県の栄養と食生活の課題を共有することで、学校給食における減塩の必要性の理解促進を図った。
 - ・県内事業所の経営者等を対象とした健康経営セミナーを開催するとともに、2つのモデル事業所における「健康プログラム」を実践することにより健康経営の重要性について県内事業所へ普及啓発を図った。また、全国健康保険協会山形支部と協働で、健康経営に取り組む事業者を対象にアンケートを実施し、事業所の取組内容や課題について把握、分析を行った。
 - ・糖尿病等対策検討会を設置し、「糖尿病等重症化予防プログラム」(H28.12策定)に、医療機関との連携の内容の追加(H29.12)、改定基準の見直しや様式の追加(H31.3)を行い、より実効性の高い内容とした。また、当該プログラムに基づく医療機関との連携体制構築のため、公立置賜総合病院を核としたモデル事業を実施した。
 - ・市町村や関係団体と連携して、食生活の改善や運動習慣の定着に向けた取組みを推進した。
- 県民挙げた健康づくりの推進
 - ・平成27年2月制定の「やまがた受動喫煙防止宣言」における取組み及び成果を踏まえ、さらに受動喫煙防止の取組みを推進するため、平成30年12月に「山形県受動喫煙防止条例」を制定した。
 - ・「やまがた健康マイレージ事業」により、健康づくりをポイント化し自発的に健康づくりを実践・継続できる環境整備を図った。また、ポイントを貯めて獲得した「健康づくり応援カード」を提示するとサービスが受けられる健康づくり協力店について、パソコンやスマートフォンでも簡単に検索できる協力店検索システムを稼働させるとともに、県内約2,200店舗に協力店への参加依頼をするなどして協力店を徐々に拡大し、利用者の利便性向上を図った。
 - ・「健康づくりステーション創設支援事業」により、県民が自主的・主体的に健康づくりに取り組む拠点の創設を促進した。
 - ・「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」を制定した(H30.3)。
 - ・健康やまがた安心プランの中間見直しを行い、令和4年度に向けた目標、取組みを整理した。
- 大学等、学術機関との連携推進
 - ・県立米沢栄養大学等と連携し「県民健康・栄養調査」(H28)の報告書作成(H29)、「適塩弁当」のレシピ開発(H27～30)を行った。

- ・県が実施する「受動喫煙防止対策実態調査」(H29)について、山形大学と連携し専門的助言を受けながら分析手法等の検討を行った(H29)。
- ・県立保健医療大学と連携し、「健康データ見える化マップ」の作成(H27)・改訂(H30)及び健康づくりステーションの効果測定(H28)を実施した。
- ・大量の健康関連データの健康増進施策への活用を目指し、調査や事業実施の際に山形大学、県立保健医療大学、県立米沢栄養大学からデータの分析・評価の視点や手法等の指導助言を受ける体制を整備した。

【評価・課題等】

○ライフステージに応じた生活習慣の改善

- ・これまでの健康づくりの取組みは市町村を中心に地域住民を対象として進めてきたため、働き盛りの年代等へのアプローチが不足していることが課題となっていることから健康経営の普及の取組みに着手。さらなる拡大が必要である。
- ・また、子どもの頃から健康を意識した生活習慣の定着を図る必要がある。

○県民挙げた健康づくりの推進

- ・関係団体等と連携し「やまがた受動喫煙防止宣言」の普及等による受動喫煙防止対策を進めたところ、宣言数の増加や、学校や幼稚園、保育園等子どもが主に利用する施設の敷地内禁煙実施率を100%、官公庁の建物内禁煙100%とする目標が達成できた。
- ・「やまがた健康マイレージ事業」では、協力店検索システムの稼働と協力店の拡大により、県民の自発的な健康づくりの取組みを促進する環境整備が図られた。
- ・「やまがた健康づくりステーション」の創設支援では、運動するきっかけや継続した取組みにつながっているほか、参加者のやりがいや生きがいにつながり、交流を通して地域が活性化する等の効果が見られた。
- ・学校など子どもが主に利用する施設及び医療機関は敷地内禁煙とし、社会福祉施設など公共性の高い施設は少なくとも建物内禁煙にするという「宣言」に掲げる目標は、概ね達成され、「宣言」における中期目標の達成状況等の評価等を行う、「やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会」では、中期目標は一定程度達成されたとの評価を受けた。その一方で、子どもの受動喫煙防止を図るための取組みの強化や飲食店、職場などで更なる取組みが必要であるとの意見が出された。

○大学等、学術機関との連携推進

栄養や運動等の各分野での連携を取っているが、健康長寿日本一の実現を目指し、総合的な評価分析が必要である。
データの分析・評価の視点や手法等を施策に取り入れられるよう、具体的な調査や事業の中で、関係大学との連携をより深めていく必要がある。

【今後の推進方向等】

○ライフステージに応じた生活習慣の改善

- ・幼少期から高齢期まで全世代にわたる「食」や「運動」に関する学習機会を創出する。
- ・学校給食における減塩の取組みが、子どもを介して家庭に還元され、家庭においても減塩の取組みにつながるよう、教育庁と連携した食育を推進する。
- ・適塩弁当や健康な食事を取り扱う事業者の拡大に取り組むことで、正しい食習慣に導く食環境の整備を図る。
- ・県内企業の事業主に対して、「健康経営」の考え方を普及することで、従業員の健康維持・増進に取り組む企業の拡大を図る。また、事業所内に健康経営のスキルを習得した人材を育成することで、健康経営に取り組む意欲のある事業者が自立的に従業員の健康づくりを進められる基盤づくりを図る。
- ・高齢者の健康づくりを推進する仕組みづくりを図る。

○県民挙げた健康づくりの推進

- ・学校等で「禁煙（屋外に喫煙場所設置可）」とするなど施設の類型・場所ごとに受動喫煙防止対策の強化を盛り込んだ改正健康増進法（平成30年7月公布）及び「県条例」に基づき、望まない受動喫煙の防止のための取組みを総合的かつ効果的に推進していく。

- ・「やまがた健康マイレージ」制度の周知及び協力店の拡大を図ることで、健康づくりの機運を高める。
- ・「やまがた健康づくりステーション」の設置を促進することで、幅広い年齢層に対する健康意識の底上げを図るとともに、健康づくりの実践を促す。

○大学等、学術機関との連携推進

- ・ 県立保健医療大学や県立米沢栄養大学等と連携し、効果的な健康づくりの研究を進める。
- ・ 山形大学や慶應義塾大学先端生命科学研究所と連携し、効果的な疾病予防対策の研究を進める。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

○ライフステージに応じた生活習慣の改善

- ・ 学校給食の指導の場で活用可能な減塩リーフレット（家族へのメッセージ欄あり）を、県立米沢栄養大学及び教育庁と連携して作成
- ・ 県立米沢栄養大学で開発・監修した「適塩弁当」を、県内スーパーマーケット等の協力を得て販売し、食環境の整備を促進
- ・ 「健康経営コンソーシアム」と連携し、セミナー開催等を通して県内事業所に対し「健康経営」を普及啓発するとともに、事業所内で具体的な取組み内容等を記載した手引書の作成、事業所の健康経営の取組みを推進する人材である「健康経営リーダー」の育成研修を実施
- ・ 県内の4事業所に対し従業員の食生活及び運動習慣の改善のための「健康プログラム」（従業員の日頃の活動量の把握、健康教室の開催等）を実施
- ・ 糖尿病等の重症化予防に向けた医療機関との連携推進、モデル事業を県内に拡大するため研修会の開催
- ・ 高齢者の状況に応じた支援を行う「健康づくりリーダー」の育成のためのワークショップの開催及びリーダーの活動を支える「健康サポートブック（仮称）」の作成

○県民挙げた健康づくりの推進

- ・ 改正健康増進法及び条例や、事業者が講ずべき対策の内容などを盛り込んだパンフレット等を作成し、関係団体と連携を図りながら、広く周知
- ・ 飲食店への助成事業の実施等により、飲食店における受動喫煙防止の取組みを推進
- ・ 各保健所の相談体制の充実を図り、事業者の受動喫煙防止の取組みの促進
- ・ 「やまがた健康マイレージ」の周知等による事業のさらなる普及と協力店の拡大
- ・ 「やまがた健康づくりステーション」について「誰でも、気軽に、楽しく、みんなで健康づくり」をコンセプトに、引き続き広域集客型及び地域密着型の創設を支援
- ・ 「健康長寿日本一」の実現に向け、地域や職場における健康づくりや、山形の資源を活かして楽しみながら取り組む健康づくりの推進

○大学等、学術機関との連携推進

- ・ 健康長寿県やまがたの実現を目指した総合的な評価分析に係る連携体制の検討
- ・ 令和2年度に実施予定の県民健康・栄養調査や、事業推進等に対する、各大学によるデータ分析・評価の視点や手法等についての指導助言

(部局運営プログラム個表)

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
3	○総合的ながん対策の推進	乳がん検診受診再勧奨実施市町村数	30市町村	33市町村
			30市町村 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業(3) 総合的ながん対策の推進		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○がんの予防・早期発見の推進

- ・国の第3期がん対策推進基本計画を踏まえ、「山形県がん対策推進計画(第3次)」を策定した(H30.3)。
- ・10月を「がん検診推進強化月間」に定め、全国第3位の受診率である乳がんについて、市町村に対し、乳がん検診受診勧奨・再勧奨の依頼を通知した。
- ・がん検診受診率向上に向けては、市町村、検診機関及び県医師会と連携し、子宮頸がん及び乳がん検診機会の拡大を図ったほか、各種イベント(さくらんぼ祭り、芋煮会フェスティバル、健康フェア、子育て応援団すこやか)に参加し、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診受診啓発活動を実施した。
- ・教育委員会のがん教育とタイアップし、子どもから大切な家族へ検診受診を促すメッセージカードを贈る事業を実施し、受診率向上を図った。

○がん医療の充実

- ・山形大学における重粒子線がん治療装置の開発整備に対し支援を行った。
- ・がん診療連携拠点病院等で医師を中心とする医療関係者を対象にした緩和ケア研修会の開催及び県立中央病院で運営するテレビ会議システム(がんネット)を活用した国立がん研究センターや中核的ながん診療機関との最先端の情報や技術の共有により、がんの診療レベルの向上を図った。

○がん患者とその家族に対する支援の充実

- ・がん患者とその家族に対する支援のため、病院外での相談窓口となる「県がん総合相談支援センター」を平成29年10月に設置し、相談業務を実施するほか、がん患者同士が支えるピアサポーターを養成した。
- ・各地域のがん診療拠点病院等に設置する「がん相談支援センター」について、「県がん総合相談支援センター」とともに周知促進に努めた。
- ・がん患者の治療に伴う外見上の悩みに対処するため、医療用ウィッグ購入費助成やピアランス相談支援員の養成を実施した。
- ・がん患者とその家族に対する支援のため、支援制度や相談窓口を記載した「がんサポートハンドブック」を作成した。

〔評価・課題等〕

○がんの予防・早期発見の推進

本県のがん検診の受診率は、胃がん(57.0%)、肺がん(60.6%)、大腸がん(53.6%)、子宮がん(46.3%)が全国1位で、乳がん(46.8%)は全国3位とトップクラスであるものの、検診対象者の半数は受診していない状況であることから、受診の促進を図る必要がある。

○がん医療の充実

緩和ケア研修会に参加した医師が増え、がん診療連携拠点病院の機能強化が図られた。

○がん患者とその家族に対する支援の充実

病院外に相談窓口を設置し、相談体制の充実が図られた。引き続きピアサポーターの養成等、患者に寄り沿った支援体制の充実を図る必要がある。

【今後の推進方向等】

○がんの予防・早期発見の推進

10月の「がん検診受診強化月間」に合わせて、市町村に対し、引き続き乳がん検診受診勧奨・再勧奨依頼を行う。また、「山形県がん対策推進計画」に基づく取組みを推進し、子宮頸がん及び乳がんの休日検診機会の拡大や受診啓発イベントの実施等、がん検診の受診促進を図ることで、がんの早期発見を目指す。

○がん医療の充実

山形大学医学部における重粒子線がん治療装置の導入への支援を行うほか、専門的知識を持った医療従事者の育成等、がん診療拠点病院の機能強化や緩和ケアの充実を図る。

○がん患者とその家族に対する支援の充実

各地域のがん診療拠点病院等に設置する「がん相談支援センター」及び病院外での相談窓口となる「県がん総合相談支援センター」の機能充実及び周知を促進するほか、アピアランス相談支援員の養成等を進め、がん患者等の相談支援体制の充実を図る。また、がん患者同士が支えあうピアサポート活動に対する支援を行い、がん患者の不安や悩みの軽減を図る。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

○がんの予防・早期発見の推進

- ・市町村に対し、乳がん検診受診勧奨・再勧奨依頼
- ・県医師会等の協力を得て、子宮頸がん及び乳がんの休日検診機会を拡大
- ・学校において、子どもから家族へ検診受診を促すモデル事業を実施
- ・多くの県民が集まる場に出向き、がん検診受診について普及啓発

○がん医療の充実

- ・山形大学における重粒子線がん治療装置の導入支援
- ・専門的知識を持った医療従事者の育成等、がん診療連携拠点病院等の機能強化や緩和ケアの充実

○がん患者とその家族に対する支援の充実

- ・がん相談窓口（各がん診療連携拠点病院等がん相談支援センター及び県がん総合相談支援センター）の機能充実及び周知促進
- ・がん経験者と患者同士が支えあうピアサポート活動の支援として、ピアサポーターの養成及びがん患者サロンの実施
- ・アピアランス等の支援（医療用ウィッグ購入費の助成、アピアランス相談支援員の養成）

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
4	〇こころの健康づくりの推進	人口10万人当たりの自殺者数	19人以下	18人以下
			18.1人 (H30年)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業(4) こころの健康づくりの推進		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

〇こころの健康を保つ取組みの推進

- ・学校や職場、地域において、身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていく「心のサポーター」を養成した。
- ・職場や地域などに出向きこころの健康に関する研修を実施するとともに、自殺予防週間等における広報活動を行い、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図った。

〇こころの健康を回復する取組みの推進

- ・精神保健福祉センター内ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター“巣立ち”」において、対象者からの相談への対応や、ひきこもりに関する情報発信を実施し、対象者に対する継続的な支援と、ひきこもり支援に係る理解促進に努めた。
- ・医療機関、NPO等ひきこもり支援に携わる関係機関との情報交換を目的とした「ひきこもり地域支援関係機関連絡会議」を開催し、連携強化を図った。
- ・保健所及び精神保健福祉センターにおいて精神疾患に係る相談を受けた場合、必要に応じ、適切な医療の受診につなげている。
- ・県内のひきこもり相談支援者を対象とした専門研修の開催により、支援者のスキルアップと、支援者同士のさらなる連携強化を図った。

〇自殺対策の強化

- ・自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定した (H30.3)。
- ・自殺の現状や自殺対策について理解を深めるとともに、支援者と保健所の連携を強化するため、山形県自殺対策推進センターにおいて、高齢者や生活困窮者自立支援制度担当者等を対象とした研修会を開催した。
- ・自殺対策の重要性への理解を深めるため、市町村長を対象とした「山形県自殺対策トップセミナー」を開催(H29.11)するとともに、市町村自殺対策担当者向け研修の実施等を通して、市町村における自殺対策計画の策定を支援した。
- ・多様な自殺要因に応じた相談支援や自殺対策に携わる人材の養成、自殺予防週間等における普及啓発等を実施した。
- ・地域や学校等で若年者の相談支援に携わっている職員等に対し、若年者の自殺予防に関する研修を実施した。
- ・保健所及び精神保健福祉センターにおいて、自死遺族同士の集いの開催や精神科医等による個別相談を実施した。

〔評価・課題等〕

- 〇こころの健康に関する相談件数は年々増加傾向にあり、こころの健康に不調を抱えている人が増加していると考えられることから、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図るとともに、必要とする方が適切な支援を受けられるよう、相談窓口などについても併せて情報発信していく必要がある。
- 〇自立支援センター“巣立ち”での相談件数は年々増加傾向にあり、ひきこもり支援に対するニーズが高まっていることから、県内全域にわたり幅広く充実し

た支援を行うため、支援者の能力向上を図るとともに、市町村や関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。また、各保健所及び精神保健福祉センターでの相談件数は年々増加しており、相談窓口の認知度が高まっている。

- 行政や関係機関等における相談支援や啓発活動等により、自殺者数は年々減少傾向にある。今後は、市町村における自殺対策への支援や関係機関との連携の強化、計画に基づく事業の実施、評価検証を行っていく必要がある。

〔今後の推進方向等〕

- こころの健康に関する相談や、職場や学校、地域等における「こころの健康に関する研修」や「こころのサポーター養成」の取組みを引き続き行うとともに、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発など情報発信を推進する。
- 引き続き“巣立ち”におけるひきこもり支援や情報発信、ひきこもり地域支援関係機関連絡会議の開催を行うとともに、ひきこもり相談支援者専門研修の開催も継続していくことにより、県内全域における支援体制の充実を促進していく。また、精神科医療が必要な方の早期受診に向け、相談体制の充実を図る。
- 計画に基づき、県自殺対策推進センターを核とした自殺の実態分析や関係機関等との連携による支援体制の構築、市町村自殺対策計画の策定支援を行うとともに、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「子ども・若者」に重点を置いた自殺対策を推進する。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

- こころの健康を保つ取組みの推進
 - ・「心のサポーター（ゲートキーパー）」の養成等、気付き・見守りの推進
 - ・働き盛り世代に対するメンタルヘルス対策の推進
- こころの健康を回復する取組みの推進
 - ・NPOや関係団体との連携によるひきこもり相談支援の充実
 - ・ひきこもり相談支援者専門研修による支援者の育成及びさらなる連携強化
 - ・各種相談窓口の周知促進と相談体制の充実
- 自殺対策の強化
 - ・「いのち支える山形県自殺対策計画」の推進、市町村自殺対策計画策定への支援
 - ・山形県自殺対策推進センターを核とした関係団体等との連携による相談会・研修会の開催等、一体的な支援体制の強化
 - ・自殺対策に関する啓発活動、電話相談やインターネット相談等、相談支援体制の充実
 - ・教育機関や若者支援団体等の職員などに対し悩みを抱える若者に対する対応方法等を学ぶ研修の実施
 - ・集いの場の提供や支援者の育成等、自死遺族等に対する支援の充実

(部局運営プログラム個表)

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値(H30実績値)	
5	○高齢者が地域でいきいきと生活できる環境の整備	医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅等の創設数（「山形県版CCRC構想」実施エリア数を含む）（累計）【創】	3箇所	6箇所
			5箇所(H30年度)	
		介護アシスタント就労支援事業就業マッチング数（累計）	60人	80人
			39人(H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策2－主要事業（1）高齢者が地域でいきいきと生活できる環境の整備 テーマ1－施策4－主要事業（1）高齢者の活躍の促進		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

- 社会参画や就業等の支援、高齢者の活躍の促進
 - ・介護アシスタント養成研修の実施により、希望する高齢者等に介護職員のアシスタントとして就業する機会を提供した。
 - ・県健康福祉祭の開催、老人クラブ活動への支援を行った。
- 地域支え合いの推進
 - ・高齢者や障がい者などの要援護者や子どもの安全を見守り、適切な支援につなげるため、見守り活動に関する協定を締結している民間事業者に対し市町村の連絡窓口等の情報提供を行った。
 - ・高齢者等の活動拠点基盤整備（H27～28）・福祉型小さな拠点整備（H29～）や、生活支援サービスの担い手としての養成など、高齢者自身の活躍に向けた支援を行った。
 - ・健康長寿安心やまがた推進本部の設置による県民運動を展開した。
 - ・県内市町村で参考にするため、本県の特徴を活かしたモデルとして、「山形県版CCRC（生涯活躍のまち）構想」検討チーム報告書を策定（H28.3）し、市町村におけるCCRC導入に対し支援を行った。
 - ・医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅等について、県内事例や全国の先進事例等について情報収集し、市町村や事業者に対して情報提供を行った。

〔評価・課題等〕

- 介護アシスタント養成研修については、新聞折り込みチラシや市町村広報紙等も活用し、周知に努めたが、参加者数が減少となった。
- 健康福祉祭の開催並びに全国健康福祉祭への代表選手等の派遣を通して、高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進が図られた。
- 各市町村の老人保健福祉・介護保険事業計画の実現に向けて、全国の先進事例の紹介及び高齢者等生活支援サービス基盤整備事業（生活支援サービスの担い手養成、高齢者等の活動拠点整備及び福祉型小さな拠点整備の助成）を実施し、高齢者の多様なニーズに対応できる体制整備の促進が図られた。今後は体制が整備されていない市町村への普及拡大が求められる。
- 「山形県版CCRC（生涯活躍のまち）構想」の基本コンセプトについて周知が図られるとともに、県内市町村における構想策定に向けた検討会の開催や事

業化可能性調査の実施などにより、構想の具体化に向けた取組みが推進された。

- 医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅等の創設については、サービス付き高齢者向け住宅や居宅系サービス等の整備に対する助成制度があるが、それぞれを担当する省庁は国土交通省と厚生労働省に分かれており、同省内でも担当課が分かれていることから、補助金や支援制度の活用を総合的にコーディネートする機能や情報提供を充実・強化する必要がある。

【今後の推進方向等】

- 介護の入門的研修（旧介護アシスタント養成研修）の実施については、老人クラブ等の関係団体と協力し、対象を絞った周知方法を取り入れ、参加者の増につなげる。
- 高齢者自身が多様な生活支援サービスの「担い手」として活躍できるよう研修事業（入門～実践～ステップアップ～フォローアップ）を継続実施していく。
- 「福祉型小さな拠点」等で実践する住民自らで行うことができる効果的な介護予防プログラムを専門職の協力を得て作成し、高齢者の自立状態の長期間の維持を図る。
- 各市町村が、自らの策定した老人保健福祉・介護保険事業計画に基づき各種事業を展開できるよう、市町村との連携により高齢者の生活支援・介護予防を担う「福祉型小さな拠点」の設置を促進する。
- 老人クラブが地域に根付いた全市町村に存在する組織であることを活かし、地域包括ケアシステムにおける生活支援の担い手としての活動を支援する。
- 引き続き、健康長寿安心やまがた推進本部を構成する各団体において主体的に地域支え合い活動を展開していく。
- CCRC構想の実施主体となる市町村における、構想の具体化に向けた取組みに対して支援を行う。
- 医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅について、市町村や事業者を訪問・情報提供し設置検討を促す。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

- 社会参画や就業等の支援、高齢者の活躍の促進
 - ・団体等の協力を得て周知を強化し、高齢者等の多様な人材を対象とした介護の入門的研修（旧介護アシスタント養成研修）の実施による就労支援
- 地域支え合いの推進
 - ・地域における高齢者の見守り活動の推進
 - ・地域住民が主体となって運営する地域の介護予防・生活支援拠点「福祉型小さな拠点」の立上げ支援
 - ・生活支援サービスの担い手を養成するための研修会の開催
 - ・住民自ら効果的な介護予防を行うことができるプログラムの作成・普及
 - ・老人クラブによる通いの場立上げや一人暮らし高齢者宅の訪問活動等の支援
 - ・先進事例の情報提供や助言等により、市町村における「山形県版CCRC構想」の具体化を支援
 - ・県内で医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅の設置を検討している市町村や事業者に対して、先進事例や国等の支援制度等について情報提供

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
6	○介護等が必要となっても安心して過ごせる環境の整備	介護職員数	19,000人	19,500人 (20,000人)
			19,719人 (H29年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2-施策2-主要事業(2) 介護等が必要となっても安心して過ごせる環境の整備		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取り組み状況〕

○地域包括ケアシステムの構築・推進

- ・ 県内市町村で参考にするため、本県の特徴を活かしたモデルとして、「山形県版CCRC（生涯活躍のまち）構想」検討チーム報告書を策定（H28.3）し、市町村におけるCCRC導入に対し支援を行った。
- ・ 医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅等について、県内事例や全国の先進事例等について情報収集し、市町村や事業者に対して情報提供を行った。
- ・ 在宅医療の充実に取り組む医療機関等の設備整備に対し支援を行った。
- ・ 在宅医療提供体制の強化に向け、医師を対象とした研修会を県内3地域において開催した。
- ・ 在宅医療の実態把握のため、県内医療機関を対象とした調査を実施した。
- ・ 地域包括ケア総合推進センターを開設し（H27～）、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築するため、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議への専門職の派遣、市町村職員や医療・介護の専門職等を対象とした資質向上研修の実施、介護事業所及び一般住民への普及啓発セミナーの開催などを行った。
- ・ 市町村による家族介護者に対する相談支援体制の充実に向けた取り組みに対する支援を行った。

○介護人材の育成・確保の強化

- ・ 介護人材の新規参入、離職防止、雇用環境の改善等を目的とした介護職員サポートプログラムに基づき、介護アシスタント就労支援事業等の各種事業を推進した。
- ・ 介護の職場において業務の効率化・省力化を図り、職員の負担を軽減し働きやすい環境を作るため、「福工連携による安心介護モデル創出事業」により福祉用具等開発・ICT活用に対して支援を行った。

○認知症の方やその家族に対する支援

- ・ 認知症の正しい知識の普及のため、研修会等（キャラバン・メイト養成講座等）を実施した。
- ・ 認知症の方やその家族、専門職、地域住民などの集いの場である「認知症カフェ」の活動を支援し、地域による支援体制づくりを促進した。
- ・ 認知症相談・交流拠点『さくらんぼカフェ』を開設し（H27～）、相談対応や交流機会の提供を行った。
- ・ 若年性認知症に対する相談体制の強化のためのコーディネーターを配置し（H28～）、きめ細やかな支援を行った。
- ・ 介護事業所が専門性を活かし、住民に身近な「まちかど相談所」としての機能を発揮するためのモデル事業を実施した。

【評価・課題等】

- 介護保険法の改正により市町村での地域ケア会議の開催が努力義務化されたことから、助言者としての医療系専門職の派遣など市町村及び専門職の取組みを支援した結果、全市町村において自立支援に資する地域ケア会議が開催され、県内における地域ケア会議の普及が図られた。引き続き、地域ケア会議を運営する司会者及び助言者としての医療系専門職の資質向上に継続して取り組む必要がある。
- 地域によっては急性期よりも慢性期の患者の増加や通院困難な患者の増加がさらに進み、自宅医療の需要増加が見込まれることから、今後、さらに在宅医療提供に取り組む医療機関の拡充に向けた施策を展開する必要がある。
- 在宅医療の拡充に取り組む郡市地区医師会などの関係団体に対して支援するとともに、入院患者の在宅への円滑な移行に向けた多職種連携を進めた。今後は、在宅医療に取り組む医療機関をさらに拡充する必要がある。
- 県及び関係機関・団体による役割分担及び連携・協働により、介護職員サポートプログラムに掲げる施策を着実に推進することができ、平成30年度の計画値を超える介護職員数となった。しかし、今後も介護サービスの量的拡大に伴う介護職員の不足が見込まれるため、引き続き介護職員の確保・定着に向けて取り組んでいく必要がある。
- 県内の認知症高齢者は5万9千人いると推計され（平成27年国勢調査を基に推計）、今後高齢化の進行に伴い、ますます増加する見込みであるため、認知症の方やその家族への支援をさらに推進していく必要がある。

【今後の推進方向等】

- 市町村における自立支援型地域ケア会議の普及・定着を支援するとともに、会議を運営する司会者及び助言者である医療系専門職の資質向上に向けた取組みを引き続き推進していく。また、効果的な自立支援を実践する介護サービス提供事業所を育成する。
- 在宅医療の実態調査結果を踏まえ、在宅医療提供機関を確保するとともに、郡市地区医師会を拠点とした多職種連携の体制構築を支援するなどの取組みにより、在宅医療を推進する。
- 生産年齢人口が減少していく中で、「ニッポン1億総活躍プラン」を踏まえ、元気な高齢者に加え、主婦や外国人等の多様な人材の介護職への参入を促進していくほか、若年層への理解促進、ICT等の導入による労働環境の改善を進めていく必要がある。また、介護福祉士修学資金や再就職準備資金の貸付、介護職員初任者研修受講料の助成など介護職員のキャリア向上に繋がる環境を整備しながら、より専門的な介護職員の確保・定着を図っていく。
- 認知症に係る正しい知識の普及等により、認知症の方やその家族にやさしい地域づくりを促進するとともに、医療・介護分野の対応力の向上及び連携の強化を図っていく。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

- 地域包括ケアシステムの構築・推進
 - ・先進事例の情報提供や助言等により、市町村における「山形県版CCRC構想」の具体化を支援
 - ・県内で医療・介護を受けられる新たな高齢者用住宅の設置を検討している市町村や事業者に対して、先進事例や国等の支援制度等について情報提供
 - ・在宅医療等の充実に取り組む医療機関の設備整備に対する支援及び郡市地区医師会が行う在宅医療の拡充に向けた事業への支援
 - ・市町村での自立支援型地域ケア会議の定着に向けた専門職の派遣等による支援、司会者及び助言者の資質向上を目的とした研修の実施
 - ・地域包括支援センター職員の資質向上を図る研修の実施
 - ・地域住民が主体となって運営する地域の介護予防・生活支援拠点「福祉型小さな拠点」の立上げ支援
 - ・市町村と連携し、県内事業者に進んだ高齢者の自立支援を実践している事業者のノウハウを取得させるモデル事業の実施
 - ・市町村による家族介護者に対する相談支援体制の充実・強化の取組みに対する支援

○介護人材の育成・確保の強化

- ・「山形県介護職員サポートプログラム」に基づく事業の推進
- ・介護の入門的研修（旧介護アシスタント養成研修）の実施による多様な人材の就労機会の拡大
- ・若年層等に対する介護職への理解を促進するための事業を行う団体への補助
- ・介護職員初任者研修受講支援、修学資金の貸付等の実施
- ・「福工連携による安心介護モデル創出事業」による福祉用具の開発やICT活用への支援

○認知症の方やその家族に対する支援

- ・キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成研修の実施、サポーター活動活性化のための好事例の発信
- ・さくらんぼカフェの出張交流会や認知症カフェ運営者の情報交換会による好事例の共有、カフェ運営者間のネットワークづくり
- ・若年性認知症に関する相談・支援関係機関のネットワークづくり、市町村認知症連絡会議による情報交換や好事例の共有及び認知症地域支援推進員や初期集中支援チームとの連携強化
- ・医療・介護従事者等の認知症対応力向上研修の充実

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
7	○障がいや障がい者に対する県民理解の拡大	手話通訳者派遣回数	1,400回	1,500回
			2,047 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策3－主要事業(1)障がいや障がい者に対する県民理解の拡大		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○心のバリアフリーの推進

- ・「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定(H28.4)し、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」を開催するとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に向け、12月を「差別解消強化月間」に設定し、周知啓発等の強化を図った。
- ・民間事業者等での差別解消の取組みの中心的役割を担う「心のバリアフリー推進員」の養成のため、県内4地域での研修会開催や、出前講座を実施し、平成28年度から平成30年度の3年間で1,479名の推進員を認定した。また心のバリアフリー推進員向けホームページを開設し、推進員の活動を支援した。
- ・低年齢のうちから障がいに対する理解を促進するため、児童向けの障がい者差別解消パンフレットを作成し、県内小学校へ配布した。
- ・障がいを理由とする差別に関する相談窓口を運営し、相談に対する助言・指導等を行った。
- ・外見からは分からない障がいや病気のある方が、周囲の方からの援助や配慮を得やすくすることを目的としたヘルプマークを15,000個作成し、平成30年9月から配布した。

○手話に対する理解促進及び聴覚障がい者に対する情報提供・意思疎通支援

- ・「山形県手話言語条例」が制定され(H29.3)、広く手話に親しんでもらうために、県ホームページへの動画掲載や県庁ロビーでの県民の歌「最上川」の手話放映などを行った。
- ・県及び県聴覚障がい者情報支援センターに手話通訳者を配置し、各種大会や会議等への派遣を行った。
- ・聴覚障がい者に対する情報提供・意思疎通支援の拠点となる「山形県聴覚障がい者情報支援センター」について、平成27年度に職員を増員するとともにスペースを拡充し機能強化を図った。
- ・手話通訳者等の養成・資質向上のための研修等の実施及び全国団体が実施する指導者養成研修への手話通訳者等の派遣による養成体制の整備を図った。

〔評価・課題等〕

- 「障がいを理由とする差別の解消の推進及び障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現」に向けて、県民会議を中心に、県民一体となって普及啓発に取り組み、障がい者への理解は高まってきているが、共生社会の実現に向けた一層の理解促進のため継続した取組みを進める必要がある。
- 「心のバリアフリー推進員」の養成や活動支援により、民間事業者等における障がいを理由とする差別に関する理解促進が一定程度図られたが、県全域に波及・浸透させていくためには、推進員の養成と活動の拡大を更に進めていく必要がある。
- 手話通訳者等による意思疎通支援の需要増加に対し、更なる手話通訳者等の養成・確保が必要であり、あわせて、手話の普及を推進し、県民の手話や

聴覚障がい等に対する理解を深めていく必要がある。

〔今後の推進方向等〕

- 「障がいを理由とする差別の解消の推進及び障がいの有無にかかわらず共生する社会」の実現に向けて、引き続き県民の障がい者に対する理解の促進、差別解消に向けた意識の啓発に取り組んでいく。また、障がい者等の外出や社会参加を促進するため、県民が障がい者等へ配慮を行いやすい環境づくりを進めていく。
- 聴覚障がい者団体、手話通訳者関係団体等と連携しながら手話通訳者等の養成及び手話普及の取組みを進め、手話通訳者等の養成や派遣による意思疎通支援の充実を図っていく。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

- 心のバリアフリーの推進
 - ・「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」の開催、福祉関係のイベントや「差別解消強化月間」における啓発活動など、県民会議を核とした障がいに対する理解促進の取組みの展開
 - ・民間事業所等における「心のバリアフリー推進員」の養成及び推進員活動への支援
 - ・障がいを理由とする差別に関する相談への対応
 - ・「ヘルプマーク」の県民への浸透に向けた周知広報の実施
- 手話に対する理解促進と聴覚障がい者に対する情報提供・意思疎通支援
 - ・山形県聴覚障がい者情報支援センターによる手話通訳者等の養成（手話奉仕員ステップアップ講座の追加）・派遣、指導者の養成
 - ・手話及び聴覚障がいの周知啓発パンフレットの作成、インターネット等を活用した手話の学習機会の充実及び県民・事業所に対する出前手話研修会の実施

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H29実績値)	
8	○障がい者の活躍の促進	県障がい者スポーツ大会参加者数 (主大会分)	3,300人	3,450人
			3,364人 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ1－施策4－主要事業(2) 障がい者の活躍の促進 テーマ1－施策5－主要事業(2) スポーツの振興		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

- 能力・才能を発揮できる場の拡大
 - ・障がい者芸術活動推進センター「ぎやらりーら・ら・ら」の取組みの支援や福島・新潟両県との三県合同作品展の開催などを通して障がい者が創作した作品を展示する機会を増やし、障がい者の社会参加を促進するとともに、県民が障がい者の芸術に触れ理解する機会を提供した。
 - ・県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、出前教室・パラリンピアンとの交流会・障がい者スポーツボランティア登録等の取組みを支援し、障がい者スポーツの理解促進・普及拡大を図った。
- 障がいの特性や意欲に応じた就労機会の拡大
 - ・農業分野・福祉分野の関係機関・団体等からなる農福連携プロジェクトチームの設置により、推進体制を整備し、農福連携推進員の配置及び農福連携推進センターの設置により、障がい者施設の農業分野における施設外就労と、施設内における農作業の取組みを支援した。
 - ・障がい者施設と農業者等を対象に、セミナーや現地視察研修会・交流会を開催し、農福連携の普及啓発を行った。
- 障がい者スポーツ競技力の向上
 - ・パラリンピック等における本県メダリスト輩出を目指し、選手への競技活動費助成、障がい者アスリート支援専任職員の配置、選手のニーズに応じたスポーツ医・科学(栄養、心理、コンディショニング等)の専門家による個別的指導などの取組みを支援した。

〔評価・課題等〕

- 障がい者芸術活動推進センターの運営支援や、福島・新潟両県との三県合同による作品展などの他県と連携した作品展の開催により、障がい者の芸術活動の推進と県民が障がい者の芸術創作活動に触れる機会の拡大につながっており、今後も継続して活動を支援していく必要がある。障がい者スポーツについては、県障がい者スポーツ大会の開催や出前教室・パラリンピアンとの交流会の開催などを通して障がい者スポーツの普及拡大と県民理解の促進が図られており、東京パラリンピックの開催を控え、障がい者スポーツの普及振興を推進するためには継続して事業に取り組む必要がある。
- 障がい者施設は、農業に取り組むことに不安があり、農業者は障がい者施設への作業委託に不安があるなど、農業と福祉の相互理解が深まっていない。また農業者は繁忙期で、早朝や夕方の作業委託を希望するケースが多いが、障がい者施設は通年で安定した作業を求めており、作業時間はサービス提供時間の都合上、日中に限られるなど、期間や時間帯のずれが生じている。
- パラリンピック等を目指す選手に対する支援を強化したことにより、デフリンピックや国際大会での複数入賞、更には世界新記録の樹立など、本県選手が様々な大会で好成績をあげている。東京パラリンピックでの本県選手の活躍のためには支援を継続・充実していく必要がある。

〔今後の推進方向等〕

- 障がい者芸術については、障がい者芸術活動推進センターの取組支援を継続することにより、県民が障がい者の芸術に触れ理解する機会を提供していくとともに、創作した作品を展示する機会を増やすなどの障がい者の社会参加を促進していく。また、他県と連携し、作品を相互展示する取組みを継続して実施する。障がい者スポーツについては、県障がい者スポーツ大会の開催及び出前教室・パラリンピアンとの交流会等の取組み支援を継続するとともに、障がい者スポーツボランティアの登録者を増やし、障がい者スポーツの普及拡大を進めていく。
- セミナーや農業者の集まりなどの機会を活用し、農業者と障がい者施設の双方の理解を深め、農福連携に取組むきっかけづくりを進める。また、農業者に作業を細分化し、除草や片づけ等の周辺業務を障がい者施設に委託してもらうなど、農福連携推進員が過去の事例等をもとにマッチングに向けた調整を行う。冬期間においては加工品の作業や次年度に向けた準備作業など、障がい者施設において通年で作業できるよう農業者への訪問等により農作業の把握を行い、マッチング支援を進める。
- パラリンピック等における本県メダリスト輩出を目指し、選手への競技活動費助成、障がい者アスリート支援専任職員の配置、選手のニーズに応じたスポーツ医・科学（栄養、心理、コンディショニング等）の専門家による個別的指導などの取組支援を継続し、本県トップアスリートの競技力向上を図っていく。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

- 能力・才能を発揮できる場の拡大
 - ・障がい者芸術活動推進センターによる常設展示、巡回展示、山形・福島・新潟三県合同作品展等の取組み支援による障がい者芸術活動の普及拡大
 - ・県障がい者スポーツ大会の開催及び出前教室・パラリンピアンとの交流会・スポーツボランティア登録等の取組支援による障がい者スポーツの普及拡大
- 障がいの特性や意欲に応じた就労機会の拡大
 - ・農福連携プロジェクトチーム会議の開催、セミナーや現地視察研修会・交流会の開催、農福連携推進員の配置による農業者と障がい者施設とのマッチング支援、障がい者施設への農業専門家の派遣（農業技術指導）などによる農福連携の推進、総合支庁における農福連携プロジェクトチーム地域部会の設置、農福連携推進センター相談窓口の設置、障がい者施設の指導員・利用者を対象とした農業体験の実施
- 障がい者スポーツ競技力の向上
 - ・パラリンピック等を目指す選手に対する競技活動費助成及びスポーツ医・科学面からの助言・指導などの取組支援による競技力向上

(部局運営プログラム個表)

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
9	○障がい児（者）のライフステージに応じた総合的な支援体制の整備	グループホームの利用者数	1,270人	1,310人
			1,379人 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策3－主要事業（2）障がい児（者）のライフステージに応じた総合的な支援体制の整備		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○幼児期における早期発見・早期支援の取組みの充実

- ・県立福祉型障がい児入所施設に療育相談を担当する職員を配置し、地域の療育機関への派遣による普及啓発及び療育指導を実施することで、地域の療育相談体制の充実を図った。
- ・発達障がい児については、保育士等未就学児の支援者及び市町村母子保健担当者等を対象にした研修会を各圏域で開催し、発達障がいへの理解を深めることで、早期発見・早期支援、就学時の適切な引継ぎが行われるよう、身近な支援者の技術力向上に取り組んだ。
また、各圏域に相談窓口を設置し、保育園等身近な支援者からの相談に対応した早期支援の充実を図るとともに、発達障がい理解促進のための研修会やネットワーク会議等を開催し、切れ目ない支援体制の整備に取り組んだ。

○就業等支援の展開

- ・農業分野・福祉分野の関係機関・団体等からなる農福連携プロジェクトチームの設置により、推進体制を整備し、農福連携推進員の配置及び農福連携推進センターの設置により、障がい者施設の農業分野における施設外就労と、施設内における農作業の取組みを支援した。
- ・障がい者施設と農業者等を対象に、セミナーや現地視察研修会・交流会を開催し、農福連携の普及啓発を行った。
- ・事業所への経営コンサルタントによる研修・指導や、商品開発・改良に係る補助、商品のインターネット販売の支援を行い、工賃向上を図った。

○自立支援・地域生活支援の推進

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、グループホームの増築や改修に要する費用を助成することにより、整備を進めた。
- ・外出の際の同行援護等、在宅者向け福祉サービス従業者の知識・技術の向上を図るために養成研修を実施するとともに、事業者に対してサービス内容等の適正化を目的とした実地指導を行うことで、提供するサービスの質の向上に取り組むことにより、在宅者向け福祉サービスの充実を図った。

〔評価・課題等〕

- 県立福祉型障がい児入所施設に療育相談機能を整備したことにより、地域の療育相談体制の充実が図られた。
- 研修会等の継続開催により、保育士等未就学児の支援者等の発達障がいへの理解と各事例への対応力は向上し、早期発見・早期支援は徐々に進んでいるが、ライフステージの切替えに対応した関係機関との連携が十分でなく、継続した支援体制の整備を図っていく必要がある。
- 障がい者施設は、農業に取り組むことに不安があり、農業者は障がい者施設への作業委託に不安があるなど、農業と福祉の相互理解が深まっていない。また農業者は繁忙期で、早朝や夕方方の作業委託を希望するケースが多いが、障がい者施設は通年で安定した作業を求めており、作業時間はサービス提供時間の都合上、日中に限られるなど、期間や時間帯のずれが生じている。

- 第三期山形県工賃向上計画に基づき、工賃向上に取り組んできたが、事業所の平均工賃月額が約3万円から5千円未満と開きがあることから、事業所の状況に応じたきめ細かな工賃向上の取組みを推進し、平均工賃の底上げを図っていく必要がある。
- グループホームの創設や改修が進んだことにより、障がい者が地域で生活する暮らしの場が確保され、グループホームの利用人数が増加した。障がい者の地域生活への移行を進めるため、引き続き、施設整備に対する支援を行う必要がある。

〔今後の推進方向等〕

- 県立福祉型障がい児入所施設において、保健所等と連携し圏域における障がい児療育支援を実施する。
- 早期発見・早期支援を推進するため、引き続き、支援者の育成と技術向上を図っていく。
- ライフステージの変化に対応した、継続した支援を提供するため、支援体制及び関係機関の連携を強化していく。
- 保護者の気づきと支援の早期開始に向け、保護者支援の充実を図っていく。
- セミナーや農業者の集まりなどの機会を活用し、農業者と障がい者施設の双方の理解を深め、農福連携に取り組むきっかけづくりを進める。また、農業者に作業を細分化し、除草や片づけ等の周辺業務を障がい者施設に委託してもらうなど、農福連携推進員が過去の事例等をもとにマッチングに向けた調整を行う。冬期間においては加工品の作業や次年度に向けた準備作業など、障がい者施設において、通年で作業できるよう農業者への訪問等により農作業の把握を行い、マッチング支援を進める。
- 事業所の状況を踏まえた経営改善及び商品開発等を支援し、工賃向上を図っていく。
- 障がい者の地域生活の移行を進めるため、今後見込まれるサービスの内容や利用量を踏まえ、市町村と連携しながら、グループホームの創設・改修を支援していく。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

- 幼児期における早期発見・早期支援の取組みの充実
 - ・幼児期の支援者の育成と技術向上に向けた、発達障がい者支援センター及び各総合支庁による研修会の開催
 - ・「やまがたサポートファイル」や「ペアレントメンター」を活用した、身近な地域での支援の充実
- 就業等支援の展開
 - ・農福連携プロジェクトチーム会議の開催、セミナーや現地視察研修会・交流会の開催、農福連携推進員の配置による農業者と障がい者施設とのマッチング支援、障がい者施設への農業専門家の派遣（農業技術指導）などによる農福連携の推進、総合支庁における農福連携プロジェクトチーム地域部会の設置、農福連携推進センター相談窓口の設置、障がい者施設の指導員・利用者を対象とした農業体験の実施
 - ・経営コンサルタントによる経営改善支援、機器等導入支援、障がい福祉施設のインターネット販売支援等による工賃向上に向けた取組みの推進、授産製品カタログ作成・配布
- 自立支援・地域生活支援の推進
 - ・生活の拠点となるグループホームの創設や改修に要する費用の助成を実施
 - ・外出の際の同行援護等、在宅者向け福祉の充実
 - ・NPOやボランティア、地域住民等による生活支援活動の促進

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
1 0	○様々な障がい等への対応強化	「やまがたサポートファイル」の活用数	2,000件	2,500件
			2,949件 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策3－主要事業（3）様々な障がい等への対応強化		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○発達障がい児（者）への支援の充実

- ・保育士等未就学児の支援者及び市町村母子保健担当者等を対象にした研修会を各圏域で開催し、発達障がいへの理解を深めることで、早期発見・早期支援、就学時の適切な引継ぎが行われるよう、身近な支援者の技術力向上に取り組んだ。
- ・各圏域に相談窓口を設置し、保育園等身近な支援者からの相談に対応した早期支援の充実を図るとともに、発達障がい理解促進のための研修会やネットワーク会議等を開催し、切れ目ない支援体制の整備に取り組んだ。
- ・「発達障がい児・者のための医療機関情報」を公表し、発達障がいの診療等ができる医療機関を明らかにするとともに、身近な医療機関で一定水準以上の対応ができるよう「かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修」を開催し、医療の提供体制整備に取り組んだ。
- ・保護者交流会等において「やまがたサポートファイル」書き方講座を開催し、具体的な活用方法やメリット等について情報提供を行い、普及定着に努めた。

○重症心身障がい児(者)への支援の充実

- ・県立こども医療療育センターに新医療棟を整備して平成28年5月から運用を開始するとともに、既存棟の改修工事を実施した。

○難病患者・高次脳機能障がい者への支援の充実

- ・難病相談支援センターにおいて、療養や介護に関する相談に対応するとともに、難病に関する情報発信、各種セミナー、患者交流事業を実施した。
- ・高次脳機能障がい者支援センター（山形・庄内）において、当事者及び家族から相談及び社会復帰に向けた支援を行うとともに、研修会や巡回相談を実施し、支援者等の障がいへの理解促進を図った。

〔評価・課題等〕

- 研修会等の継続開催により、保育士等未就学児の支援者等の発達障がいへの理解と各事例への対応力は向上し、早期発見・早期支援は徐々に進んでいるが、ライフステージの切替えに対応した関係機関との連携が十分でなく、継続した支援体制の整備を図っていく必要がある。
- 身近な支援者の障がい特性への理解が進んだことにより、専門医療機関への受診ニーズが高まり、早期対応が困難になってきている状況である。受診ニーズに応えられるよう、発達障がいの診療等における医療体制の充実を図っていく必要がある。
- ライフステージを通して継続した支援を提供するための情報共有ツールである「やまがたサポートファイル」への理解が徐々に進んでいるが、引き続き、関係機関の理解を図り、より活用しやすい環境の充実を図っていく必要がある。
- 県立こども医療療育センターの新医療棟の運用開始により、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児の受入れと、障がい児診断等外来機能の充実が図られた。

- 難病相談支援センターにおいて、難病患者及びその家族等からの相談に対応し、難病に関する情報提供と不安解消に努めたが、新規の患者が毎年一定数発生していることや、難病に対する一般の認知度を上げるために、更なる情報発信が必要である。
- 高次脳機能障がい者への相談および社会復帰に向けた支援を行い、サービス利用による安定した生活や就労に結びついたケースがある一方、センター以外のサービス利用が難しい長期利用者（支援困難者）がいるため、関係機関の高次脳機能障がいの理解促進と支援技術の向上を図っていく必要がある。

【今後の推進方向等】

- 発達障がいの早期発見・早期支援を推進するため、引き続き、支援者の育成と技術向上を図るとともに、身近な地域の医療機関において診療・相談等が受けられる環境づくりを推進していく。
- 就学、進学、就職等ライフステージの変化に対応した継続した支援を提供するため、関係機関の連携を強化し支援体制の整備を図る。
- 切れ目ない支援が受けられるよう、「やまがたサポートファイル」の普及定着に引き続き取り組んでいく。
- 県立こども医療療育センターにおいて、引き続き、新医療棟の機能を活用し、重症心身障がい児支援及び障がい児診断等を実施する。
- 難病相談支援センターにおいて、引き続き、難病患者及びその家族に対し適切な相談・支援を行う。さらに県民に難病に関する理解を深めていただくとともに、患者に対してセンターの存在や事業について知ってもらうよう、効果的な情報発信を行う。
- 高次脳機能障がい者支援センターにおいて、関係機関と連携し、当事者及び家族の相談に対応するとともに、研修会や巡回相談などを通し、支援機関等の高次脳機能障がいに対する理解促進を図っていく。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

- 発達障がい児（者）への支援の充実
 - ・ 幼児期の支援者の育成と技術向上に向けた、発達障がい者支援センター及び各総合支庁による研修会の開催
 - ・ 「やまがたサポートファイル」や「ペアレントメンター」を活用した、身近な地域での支援の充実
 - ・ 圏域毎の支援の連携強化と支援体制構築に向けた「発達障がい者支援体制推進会議」の開催
 - ・ 身近な地域での診療及び相談の拡充に向けた「かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修」の実施
- 重症心身障がい児（者）への支援の充実
 - ・ 県立こども医療療育センターの施設機能を活用した医療の提供
- 難病患者・高次脳機能障がい者への支援の充実
 - ・ 難病相談支援センターにおける療養や介護等に関する相談の継続実施
 - ・ 難病に関する情報発信各種セミナー、患者交流事業の実施（ピアサポーター養成講座の実施、難病カフェの継続、難病患者のための就労支援セミナーの開催、難病患者の支援者のための研修会の開催）
 - ・ 高次脳機能障がい者支援センター等での窓口相談や事業所との連携による復職・復学等社会復帰支援及び巡回相談や研修会等による高次脳機能障がい者への理解促進

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
1 1	○災害時医療救護・福祉支援体制の充実強化	災害派遣精神医療チーム (D P A T) 隊員の人数	78人	92人
			72人 (H30年度)	
短期A Pにおける位置付け		テーマ2－施策4－主要事業(2) 災害時医療救護・福祉支援体制の充実強化		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○広域連携体制の強化

- ・平成23年3月の東日本大震災においては、被災県からの要請に基づき、災害派遣医療チーム (D M A T) 及び医療救護班の派遣を行うとともに、被災地からの入院患者受入れや避難所での医療・健康相談等の避難者支援を行った。こうした活動をさらに強化するため、本県D M A Tについては、毎年実施される技能維持研修や政府主催の総合防災訓練、本県内で開催される各種訓練に参加し、技能の維持・向上を図ってきており、さらに、平成28年度には、本県を会場にD M A T東北ブロック実動参集訓練を開催し、隣県との広域連携体制を確認した。
- ・被害状況や患者状況等の情報収集と医療支援に係る指揮調整機能の一元化を図り、県全体を俯瞰した迅速かつ統括的な災害時医療提供体制を確保するため、平成24年度に「山形県災害医療統括コーディネーター」を配置した。また、各保健所長を「山形県地域災害医療コーディネーターリーダー」として配置するとともに、二次医療圏ごとに「山形県地域災害医療コーディネーター」を委嘱し、より実効性のある体制の整備・拡充を行った。また、災害医療コーディネーターや医療機関、消防機関、行政等関係機関の連携を強化するため、実践的な研修会を開催した。
- ・「山形D P A T (災害派遣精神医療チーム) 運営要綱」及び「山形D P A T運用計画」を策定し、平成27年8月に山形D P A T指定病院を指定のうえ協定を締結した。
- ・山形D P A Tの体制強化に向け、県内の精神科医療機関を対象とした隊員養成のための山形D P A T研修会を実施した。
- ・D P A T体制強化のため、衛星携帯電話、隊員用ビブス、車両用表示板等の活動に必要な備品等を整備した。
- ・救命率の向上と傷病者の予後改善への効果が期待される「山形県ドクターヘリ」を平成24年11月に導入し、県全域をほぼ30分でカバーできる高度救急医療搬送体制を整備した。また、平成25年3月に福島県ドクターヘリとの広域連携 (相互応援) 協定を締結し、以降、新潟県 (H25.10)、秋田県 (H26.11)、宮城県 (H29.3) とも協定を締結、隣県全てのドクターヘリとの相互応援体制を整備した。

○医療体制等の確保

- ・厚生労働省が主催する「災害医療のあり方に関する検討会」や東日本大震災を踏まえ、平成24年3月に「災害時医療体制の充実強化に係る基本方針」を策定し、この基本方針に基づき、災害拠点病院等における燃料・医療物資の安定的な確保・供給等を含む災害時における医療体制の確保を図った。
- ・航空機等による患者の広域搬送を行う「航空搬送拠点臨時医療施設 (S C U)」を空港に設置するため、平成26年3月に山形空港へ、平成26年8月に庄内空港へ資器材を整備するとともに、迅速な設置や運営を行うことができるようS C U設置運営訓練を実施した。
- ・平成27年2月には、県立中央病院及び日本海総合病院にD M A T救急車を配備し、大規模災害発生時のS C U設置運営に必要な医療機器等の搬送及び医療の提供のほか、県内局地災害発生時における速やかな現地本部の立ち上げなどに向けて災害時医療提供体制の強化を図った。
- ・高齢者社会福祉施設について、指導監査や実地指導等を通じ、施設・設備面の防災対策の強化、防災計画の策定や夜間の非常招集体制の整備、定期的な避

難訓練の実施等個々の施設における防災対策の徹底を指導した。

- ・「利用者の安全確保に係る体制整備」を障害福祉サービス事業者指導の重点項目に設定し、各事業者における非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について点検・指導を行った。

【評価・課題等】

- 全ての災害拠点病院において、複数のDMA Tを配置することができ、体制の充実が図られた。
- 本県DMA Tが政府主催の総合防災訓練や東北ブロック規模の各種の実践的訓練に参加したことにより、他県DMA T及び関係機関等との広域連携体制を確認するとともに、災害時における医療救護体制の充実・強化が図られた。
- 引き続き、DMA Tチームの養成や実動訓練等によるスキルアップ等に取り組み、更なる体制の強化を図る必要がある。
- D P A T指定病院を対象とした研修会の開催や活動のための備品の整備により、D P A T体制の充実が図られた。一方、各指定病院の隊員数は少なく、長期・継続的な活動にも対応していくためには、病院内でのチームの複数化や交代要員の確保など体制の充実が必要である。また、既登録隊員の技能の維持・向上を図るための研修や訓練の実施について検討していく必要がある。
- 災害医療コーディネーターの研修やS C U資器材の維持管理などにより災害時医療提供体制の確保に努めた。

【今後の推進方向等】

- 新たなDMA T隊員の養成のための研修への参加促進、災害医療コーディネーターを中心とした地域における災害時医療提供体制の充実・強化を図る。また、各訓練に参加して明らかになった課題等を踏まえ、災害時医療救護体制の改善を図る。
- 新たなD P A T隊員の養成のための研修会の開催、災害時を想定したD P A T派遣や運営を行うための図上訓練を実施し、D P A Tの体制強化や隊員増加を推進する。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

- 広域連携体制の強化
 - ・政府主催のDMA T隊員養成研修、総合防災訓練や山形空港S C U設置運営訓練への参加による本県DMA Tの体制の強化
 - ・DMA T東北ブロック実動参集訓練等への参加による本県DMA Tと他県DMA T等との広域連携体制の確認
 - ・災害医療コーディネーター等を対象とする災害を想定した実践的な技術向上のための研修会の開催等
 - ・新たな隊員養成と隊員の技能向上のためのD P A T研修会の開催及び先遣隊・D P A T統括者等の専門研修への派遣によるD P A Tの体制強化
 - ・災害医療コーディネーターをサポートする小児・周産期医療に特化した調整役である災害時小児周産期リエゾンの養成
 - ・隣接県とのドクターヘリの広域運用の展開
- 医療体制等の確保
 - ・災害拠点病院等における燃料・医療物資の安定的な確保・供給体制の構築
 - ・山形・庄内空港における航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の維持管理等、広域的な医療搬送体制の確保
 - ・高齢者等の社会福祉施設の避難計画の策定や実践的な防災訓練実施の促進

		健康福祉部		
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
1 2	○虐待等対策の強化	障がい者虐待防止・権利擁護研修参加者数（累計）	440人	610人
			363人 (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策5－主要事業（2）虐待等対策の強化		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○様々な虐待への対応強化

- ・高齢者・障がい者虐待防止会議を開催し、県内の高齢者・障がい者虐待状況及び関係機関の活動状況について情報共有と関係機関の連携強化を図った。
- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催し、市町村担当職員や障がい施設等従事者に対し虐待に関する知識や理解の促進を図った。また、市町村障がい者虐待防止対策連絡会議を開催し、市町村及び関係機関との情報交換を行った。
- ・高齢者虐待対応にあたる市町村職員及び養介護施設従事者等向け研修を開催した。
- ・市町村職員を支援するため弁護士等の専門職による相談支援体制を整備した。

〔評価・課題等〕

- 高齢者・障がい者虐待防止会議を開催し、関係機関と協議検討を行い、連携を強化した。虐待防止には関係機関の一体的な取組みが必要なことから、引き続き連携強化を図る必要がある。
- 障がい者虐待の防止及び発生時の的確な対応を進めるため、市町村障がい者虐待防止対策連絡会議を開催し、情報交換等を通じて市町村における取組みの充実を促すとともに、警察等の関係機関との連携の強化を図った。さらに、障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催し、市町村相談窓口職員や障がい福祉サービス事業所等職員の資質向上を図った。障がい者虐待は、件数に増減はあるものの毎年発生しており、的確な対応を図るためには、一層の相談支援の充実等が必要であるが、研修参加者数の実績値が目標人数に達しない状況が続いており、研修参加者数を増加させるための取組みが必要である。
- 市町村職員向け研修会を開催し、高齢者虐待対応にあたる市町村職員の資質向上を図った。養介護施設従事者等向け研修会の開催により、高齢者虐待防止に関する理解と認識を深めた。さらに、市町村が対応困難な虐待事例に対し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を派遣することで、市町村を支援した。高齢者虐待の防止及び発生時の的確な対応を進めるため、引き続き市町村職員、養介護施設職員の資質向上と市町村への支援が必要である。

〔今後の推進方向等〕

- 関係機関との連携や相談窓口職員の資質向上に向けた取組を実施し、障がい者等虐待防止に努めていく。
- 市町村職員・養介護施設従事者等の資質向上に向けた取組みの実施及び専門職による相談支援を継続し、市町村等による高齢者虐待防止等を支援していく。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

○様々な虐待への対応強化

- ・高齢者・障がい者虐待防止会議等の開催

- ・市町村職員、養介護施設従事者等を対象とした研修会の実施
- ・市町村職員及び障がい者福祉施設等従事者を対象にした研修については、開催回数を増やして実施
- ・対応困難な事例に対する相談・支援のため、弁護士等の専門職を市町村に派遣